

(3)人の往来を妨げるような出店をしないこと。また、火器や突起物など、来場者に危害を及ぼすおそれがあるものについては、適切に対策を講じておくこと。

(出店の取り消し)

第8条 一般社団法人城陽市観光協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、出店を取り消すことができる。

- (1)出店者、責任者及び使用人が、第4条各号に該当すると判明した場合。
- (2)提出書類の記載事項が事実と異なることが判明した場合。
- (3)来場者及び他の出店者に対し迷惑をかける行為等を行った場合。
- (4)第7条の遵守事項に反した場合。
- (5)その他当協会が適当でないと認めた場合。

(撤去等の措置)

第9条 一般社団法人城陽市観光協会は、関係機関と連携の上、撤去等必要な措置を講じることができる。この場合、撤去等に要する費用は全て出店者の負担とする。

(責任者及び従事者の変更)

第10条 出店者は、やむを得ず事前に申請した者以外の者を責任者及び従事者として営業に当たらせるときは、改めて、当該等責任者及び従事者の氏名、住所、生年月日、連絡先を一般社団法人城陽市観光協会に届け出なければならない。

附則 この規約は、2023年7月18日から施行する。